

船員職業紹介等研究会について

1. 目的

船員職業安定法が昭和23年に制定されて以来の船員を取り巻く雇用環境の変化、平成8年のILO海事総会において海員に対する職業紹介に関する条約が抜本的に改正されたこと、陸上労働者に関する派遣事業、職業紹介事業等の見直しの動きを踏まえ、労働保護に配慮しながら労働力の適切な需給調整が行えるよう今後の船員職業紹介事業のあり方を検討し、関係者の合意形成を図ることを目的として設置

2. 構成

学識経験者、国土交通省、全日本海員組合、(社)日本船主協会、日本内航海運組合総連合会、(社)日本旅客船協会、(社)大日本水産会

3. 検討経緯

	研究会	ワーキンググループ
平成 9年 2月 12日	第 1回研究会開催	
” 9月 24日	}	ワーキンググループの設置、第 1回開催
平成 14年 7月 12日		第 13回WGにおいてとりまとめ
” 7月 15日	第 9回研究会において報告のとりまとめ	
平成 15年 6月	報告を受けての関係者間の調整のまとめ	

船員労務供給事業及び船員職業紹介事業に係る規制改革の背景

船員職業安定法 (昭和23年制定)

労務供給契約に基づいて他人の指揮命令下で労務に従事させることを業として行うと、強制労働、中間搾取の可能性、使用者責任の所在が不明確となる恐れ

⇒民間で行うことを禁止

近年の厳しいコスト競争

船員の労働状況の変化

- ・予備船員まで含めた船員を自社で雇用、訓練することが経営的に困難
- ・船員の教育訓練の機会の拡大と体系的な実施に対するニーズ
- ・漁期等の特殊事情を背景に、漁業種間の移動が恒常化

船員にとっては転籍を強いられる。
労働条件等が変更される。
労働に対する指揮命令、使用者としての責任が不明確となる場合がある。

若年船員の雇用の減少

将来的な船員不足の懸念

船員労務供給事業及び船員職業紹介事業に係る規制改革のあり方に関する報告の概要

(平成14年7月15日船員職業紹介等研究会報告)

船員労務供給事業

船員職業紹介事業

常用雇用型船員派遣事業の制度化

・国土交通大臣による許可制

労務供給事業に該当しない形態の整理

見解不一致

在籍出向による船舶へ配乗
船舶管理契約による管理船舶への配乗

(労働者側反対意見)

実質的な派遣事業が可能
船を所有しない者も対象であり、雇用の不安定化

登録型労務供給事業の実施

・SECOJが行うことが適切

無料職業紹介事業

実施主体の拡大

・届出制により船員教育訓練機関が行えるよう制度化
・SECOJにおいて国内海運企業に対しても実施

運用の改善

・求人、求職の電子申請化、データベース化
・地方運輸局等にタッチパネル式端末の設置
・SECOJにおける求人情報ネットワークの構築

有料職業紹介事業

・現時点では制度化することは不適當

民間における船員労務供給事業及び船員職業紹介事業が制度化された場合は、適当な時期に見直しを行うことが必要

付記

(労働者側委員の意見)

- 1 派遣事業者の対象者に船舶を所有していないもの等を含めるべきではない
- 2 派遣船員に船員保険が適用されるよう措置を講じること
- 3 船舶所有者の解釈について船員法上の疑義あり
- 4 派遣事業の制度化については、船舶所有者の雇用責任の明確化及び官労使による管理機構の設置が是非必要
- 5 派遣事業制度の適正運用のため、具体的な措置を講じること 等

(使用者側委員の意見)

- 1 派遣事業者の対象者に船舶を所有しないもの等を含めるべき
- 2 船舶管理会社にあつては、船舶を所有しなくても船員を雇用できることを明確にすべき

今後、法制面も含め、関係者間での詳細かつ十分な議論、検討のうえ制度設計することが必要

検討会報告 (H14.7.15)を受けた関係者間の調整結果

船舶管理会社の位置づけ

- ・船舶の運航管理、保守管理、船員の配乗、雇用管理を一括して行う船舶管理会社
船員法の船舶所有者としての規定を適用するとの考え方で整理
- ・船舶管理会社の名の下で違法な労務供給事業行う事案
労務供給事業に該当しない船舶管理会社の要件を明確にし、違法行為を行う者を取り締まる

船員保険の適用

許可を受けた船員派遣事業者の雇用する派遣船員については、派遣先が外国籍船の場合であっても船員保険が適用されるよう手当する。

船員派遣事業の適正運用のための措置

- ・許可基準の厳正な運用、船員中央労働委員会への諮問等による入り口段階でのチェック
- ・指導、改善命令、是正勧告、雇入れの勧告、公表、事業の停止、許可の取消し等により許可後も違法行為に対し厳正に対処
- ・申告等による情報を十分に活用しつつ立入検査を実施する等対応の一層の充実

他